

## 長岡市スポーツ推進計画（仮称）策定検討委員会開催要領

### （目的）

第1 本市は、長岡市スポーツ推進計画（仮称）（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、推進計画の施策の方針等を検討するため、長岡市スポーツ推進計画（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### （任務）

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 推進計画の施策の方針、記述に関する事項
- （2） 前号に掲げる事項のほか、推進計画の策定に関し必要な事項

### （委員の構成）

第3 委員会は、スポーツ関係団体の代表者等からなる10名以内の委員で構成する。

### （任期）

第4 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （会議）

第6 委員会の会議は、委員長が議長となる。

### （庶務）

第7 委員会の庶務は、市民部スポーツ振興課で処理する。

### （その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要領は、平成28年7月5日から施行する。

### （有効期限）

- 2 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。